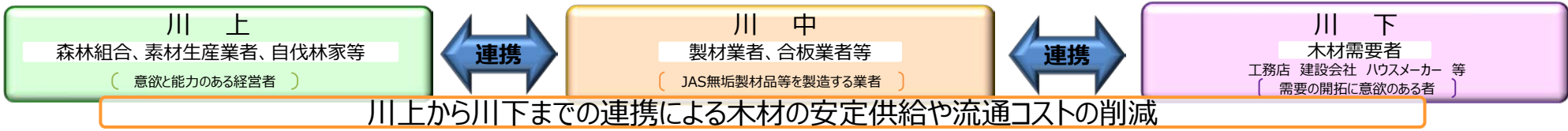


＜対策のポイント＞
新たな森林管理システムの下で森林の経営管理を担う**意欲と能力のある経営者の育成**や経営の集積・集約化を進める地域への**路網整備・高性能林業機械の導入**、川上から川下までを結ぶ**サプライチェーンの構築**による流通コストの削減、**CLT等の利用促進**など**木材需要の拡大等の取組**を総合的に支援します。

＜政策目標＞
国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→ 40百万m³〔平成37年〕）

＜事業の全体像＞



川上・川下連携による成長産業化支援対策

スマート林業構築推進事業

木材生産高度技術者育成対策
現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

木材産業・木造建築活性化対策

木材需要の創出・輸出力強化対策

ICTの活用支援（需給マッチング、路網整備の効率化のための人材育成等）
「緑の雇用」による施業現場の管理者の育成や労働安全対策

民国連携

新たな需要につながる非住宅分野を中心としたJAS無垢材、CLT等の利用促進
高付加価値製品による海外需要の開拓
CNFなどのマテリアル開発支援等

林業・木材産業成長産業化促進対策

(持続的林業確立対策)
〔意欲と能力のある経営者に森林の経営管理の集積・集約化が見込まれる地域に対し重点的に支援〕

路網整備 民国連携
・木材の搬出コストを低減するための基盤整備

高性能林業機械導入（購入、リース）

搬出間伐の推進

資源高度利用型施業
・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
・早生樹のモデル的な造林

コンテナ苗生産基盤施設等整備
・造林のコスト削減に資するコンテナ苗の安定供給

意欲と能力のある経営者の育成
・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化

森林整備地域活動支援対策等
・施業の集約化に向けた境界の明確化 民国連携
・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援

林業成長産業化地域保全対策事業
・山村地域の防災・減災対策
・森林資源保全対策（鳥獣害、病虫害対策等）

(木材産業等競争力強化対策)
〔意欲と能力のある経営者との連携を前提に支援〕

木材加工流通施設等の整備
・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築

木造公共建築物等の整備
・CLTの活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援

木質バイオマス利用促進施設の整備
・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援

特用林産振興施設の整備
・地域経済で重要な役割を果たすきのこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

林業成長産業化地域創出モデル事業 民国連携
・森林経営管理システムを活用して先進的に取り組む地域をモデルとしてソフト支援

森林整備事業（公共）

・幹線となる林業生産基盤整備道等を重点的に整備

林業・木材産業金融対策

・利子助成や債務保証、低利融資などの実施により、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する支援を充実

＜対策のポイント＞
意欲と能力のある経営者を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、資源の高度利用を図る施業、路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

＜政策目標＞
国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→ 40百万m³〔平成37年〕）

＜事業の内容＞

1. 持続的林業確立対策

○ 意欲と能力のある経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、路網整備、高性能林業機械等の導入、間伐材生産、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、早生樹導入、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

2. 木材産業等競争力強化対策

○ 木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある経営者との連携を前提に行う木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援します。

※SCM推進フォーラムと連携した木材加工流通施設等の整備についても支援。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

○ 森林資源の利活用により地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

＜事業の流れ＞

交付
(定額（1/2、1/3以内等）)

交付
(定額（1/2、1/3以内等）)

委託

国

都道府県

民間団体等

林業経営体等

※ このほか国有林による直轄事業を実施

＜事業イメージ＞

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）

川上

森林組合、素材生産業者、自伐林家等
(意欲と能力のある経営者)

連携

川中

製材業者、合板業者等

連携

川下

木材需要者

川上から川下までの連携により木材の安定供給や流通コストの削減を図り、生産流通構造改革を推進

持続的林業確立対策

路網整備
高性能林業機械導入（購入、リース）
搬出間伐の推進
資源高度利用型施業
・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
・早生樹のモデル的な造林
コンテナ苗生産基盤施設等整備
意欲と能力のある経営者の育成
・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
森林整備地域活動支援対策等
・施業の集約化に向けた境界の明確化
・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
林業成長産業化地域保全対策事業
・山村地域の防災・減災対策
・森林資源保全対策（鳥獣害、病虫害対策等）

木材産業等競争力強化対策

木材加工流通施設等の整備
・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築
木造公共建築物等の整備
・CLTの活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援
木質バイオマス利用促進施設の整備
・地域連携の下で熱利用又は熱電供給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援
特用林産振興施設の整備
・地域経済で重要な役割を果たすきのこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

林業成長産業化地域創出モデル事業

路網整備

間伐材生産、高性能林業機械導入

木材加工流通施設整備

木造公共建築物整備

＜対策のポイント＞

森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を可能にする「スマート林業」を実現するため、ICT等の活用による先進的な取組や、その普及展開を推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→ 40百万m³〔平成37年〕）

＜事業の内容＞

1. スマート林業構築実践事業

① スマート林業実践対策

○ スマート林業の実現に向け、都道府県や市町村、林業事業者等で構成する地域協議会が行うICT等の先端技術を現場レベルで活用する実践的取組を支援します。

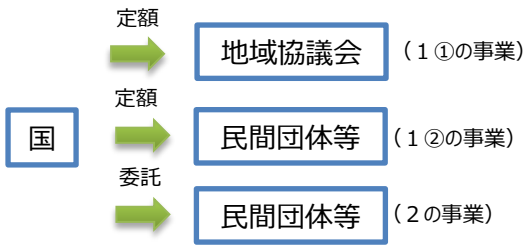
② 森林作業システム高度化対策

○ 素材生産や木質バイオマスの収集・運搬、再造林作業を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組を支援します。

2. スマート林業構築普及展開事業

○ 先端技術に関する専門的知識の提供、業務の効率化に対する指導・助言を通じた実践的取組のサポート、国有林における先端技術を一体的に活用した木材生産の実証等を行うとともに、これらの取組成果を全国へ普及展開します。あわせて、国有林の森林資源情報等関連データを整備し、オープン化に向けた検討を行います。

＜事業の流れ＞



※2の一部は国有林による直轄事業として実施

＜事業イメージ＞

【スマート林業実践対策】

○ 航空レーザ計測等のリモートセンシング技術を活用した高精度な森林情報の把握やクラウド技術等による情報の共有化の取組をベースに、川上から川下までの多様な主体間を横串で情報共有・活用する実践的取組を新たに支援します。



【森林作業システム高度化対策】



【スマート林業構築普及展開事業】

○ 国有林の生産現場でICTの一体的活用による検証を行います。
（経営の効率性・採算性向上／需給マッチングへの活用／森林作業システムの高度化）

○ 情報オープン化を目指し、ICT等活用により、国有林の現在・将来の資源量を把握します。

【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2300）

※ 1 ④は国有林による直轄事業

＜対策のポイント＞

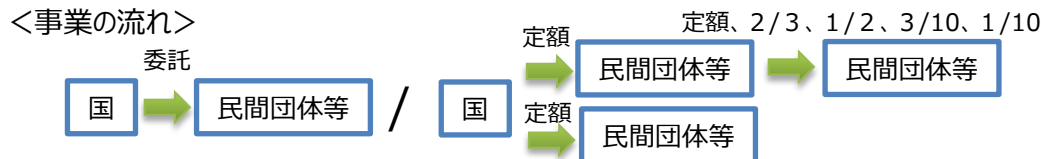
木材需要の拡大を図るため、**低層建築物を中心とした無垢構造材の利用拡大、中高層建築物を中心としたCLT等の新たな木質建築部材の利用促進・定着、顔の見える木材での快適空間づくり等**を支援します。また、**効率的なサプライチェーンの構築に向けた需給情報の共有やマッチングの取組**を推進します。

＜政策目標＞

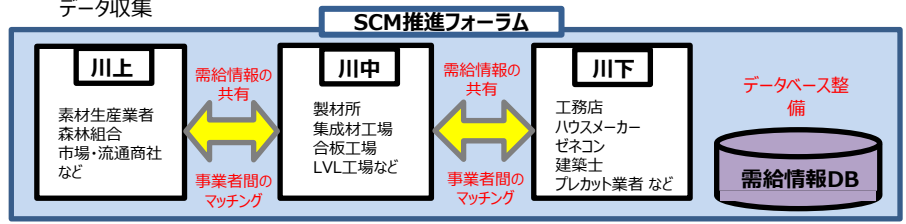
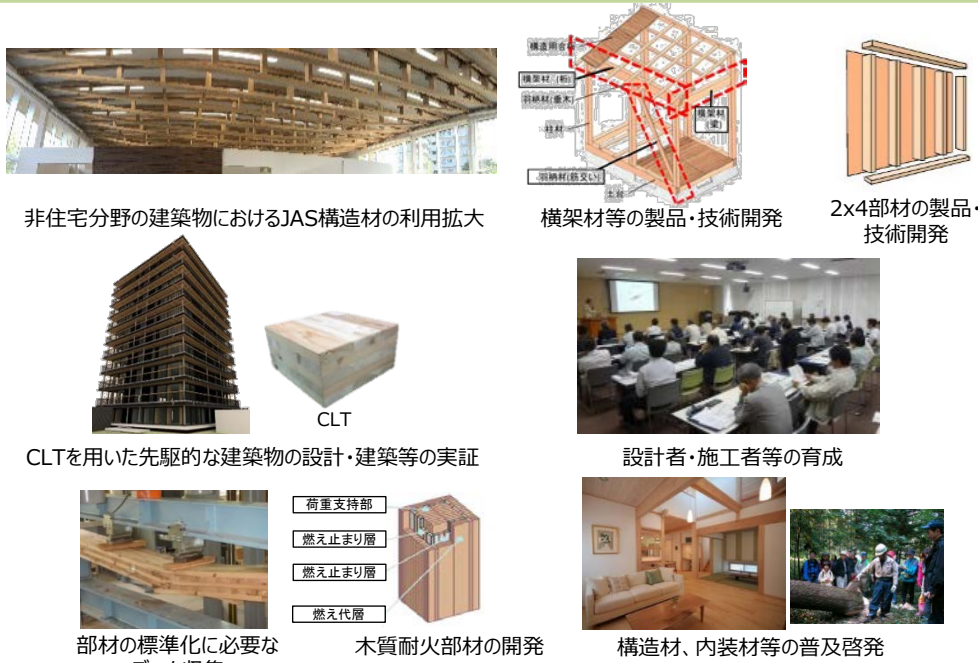
国産材の供給・利用量の増加（30百万m³ [平成29年] → 40百万m³ [平成37年まで]）

＜事業の内容＞

- 1. **低層建築物を中心とした無垢構造材等利用拡大事業**
 - 非住宅分野の建築物におけるJAS構造材の利用拡大、横架材・2x4部材等の製品・技術開発を支援します。
- 2. **中高層建築物を中心としたCLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業**
 - ① **CLT等建築物の普及・拡大**
CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築等の実証、中高層建築物等におけるCLT等の利用拡大、設計者・施工者等の育成、BIM（3次元の建築モデルをコンピューター上で構築するシステム）を活用できる環境整備等を支援します。
 - ② **新たな製品・技術の開発**
CLT等新たな建築部材の利用促進に向けた構造設計手法や部材の標準化に必要なデータ収集、CLT・木質耐火部材等の製品・技術開発等を支援します。
- 3. **顔の見える木材での快適空間づくり事業**
 - A材丸太を原材料とする構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発などにより川上から川下までの事業者の連携の促進に対して支援します。
- 4. **生産流通構造改革促進事業**
 - **SCM推進フォーラム（協議会）**の設置・運営による川上から川下までのマッチングの取組や、需給情報共有のためのデータベース整備等を支援します。また、木材加工設備等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発等の取組を支援します。



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セクターによる非住宅建築物等への木材利用などの様々な分野における木材需要の創出と高付加価値木材製品の輸出拡大の取組を支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→40百万m³〔平成37年〕）

<事業の内容>

1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業

○ 民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進する取組を中央段階及び地域段階で支援します。

2. 「地域内エコシステム」構築事業

① 木質バイオマスのエネルギー利用における「地域内エコシステム」の構築に向け、地域の体制づくりや技術開発、技術面での相談・サポート等を支援します。

② 木材の新たなマテリアル利用促進に向けた技術開発等を支援します。

3. 高付加価値木材製品輸出促進事業

○ 木造住宅等の輸出を促進する取組や企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、日本産木材製品のPR等の取組を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及促進事業

○ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録推進、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。国内外の違法伐採関連情報を提供します。

5. 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業

○ 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、民間企業や国民に対する普及啓発活動の取組を支援します。

6. 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業

○ きのか原木等生産資材の導入円滑化や、薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供を支援します。

<事業の流れ>

国 → 民間団体等

<事業イメージ>

1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業



施設の用途に応じた木造化・木質化の在り方や低コスト化方策の検討・普及

地域への専門家の派遣によるノウハウの提供、設計支援やその成果の検証・普及

2 「地域内エコシステム」構築事業



F/S調査や地域協議会の運営、技術開発、相談窓口の設置等

CNF等木材の新たなマテリアル利用の技術開発や用途開発、実証等

3 高付加価値木材製品輸出促進事業



・輸出向け製品の規格化の検討や施工マニュアルの作成、国内外での技術講習会の開催等

・企業が連携して日本産木材製品を輸出するモデル的な取組

・既存モデル住宅等を活用した日本産木材製品のPR活動や新たな輸出先国でのセミナー開催等

4 「クリーンウッド」普及促進事業



木材関連事業者の登録を促進するための、専門家派遣による働きかけやセミナー等の実施、協議会の普及啓発活動

「クリーンウッド・ナビ」での合法伐採木材関係情報の提供

5 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業



・木材利用に取り組む民間企業ネットワークを構築し、マーケットインの発想で木材利用を進める上での課題・条件の整理等

・民間企業や国民に対する木材利用の理解促進等に向けた普及啓発活動、優れた地域材製品の顕彰、木育活動等

6 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業



きのか原木の需給情報の収集・分析・提供及び薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供

きのか原木等の生産資材導入費（震災前価格との差額の1/2）

【お問い合わせ先】

(1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

(6の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8059)

＜対策のポイント＞

林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→ 40百万m³〔平成37年〕）

＜事業の内容＞

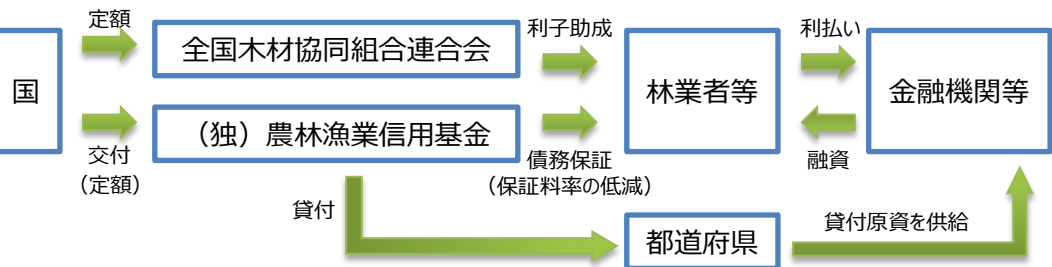
1. 林業施設整備等利子助成事業

- 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業者や自然災害の被害を受けた林業者等が（株）日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合に、**最大2%・最長10年間の利子助成**を行います。

2. 林業信用保証事業

- （独）農林漁業信用基金が、以下の取組を実施するために必要な経費を支援し、林業者等に対する融資の円滑化等を図ります。
 - ① 債務保証による代位弁済費の一部支援により、**保証料率を低減**します。
 - ② 重大な災害からの復旧に債務保証を利用する場合、**保証料を実質免除**します。
 - ③ 経営合理化等に必要な**運転資金を低利で融通**するための支援を実施します。
 - ④ 林業経営者に対する**経営改善発達に係る助言等**を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

